

(電子メール施行)
教社第1220号
令和2年7月17日

各県立社会教育施設長 様

兵庫県教育長

各施設運営にあたっての留意点について

緊急事態宣言が解除されて以降、順次開館し、県民の社会教育又は健康増進のために、取り組んでいただいていることにお礼を申し上げます。

さて、最近、全国的に感染者数が急激に増加しています。県内におきましても、7月17日に新規陽性者が24人となり、1日当たり(直近1週間平均)の新規陽性者数が10人を超え、対処方針における感染小康期から感染警戒期となる状況にあります。

つきましては、業種ごとに感染拡大予防ガイドライン等に基づき、施設運営全般における感染防止対策の徹底をお願いします。

また、貴施設職員に対して、改めて東京都など人口密集地や感染が再拡大している地域との不要不急の往来を自粛するよう周知願います。

併せて、新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解についての周知をお願いします。

記

厚生労働省HPアドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_1